

アスリートタウン延岡合宿誘致補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 延岡市は、アスリートタウン延岡づくりを推進するため、本市でスポーツ合宿を実施する団体に対して、予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、延岡市補助金等の交付に関する規則（昭和50年規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 この要綱に基づく補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、延岡市民以外の者で組織するスポーツ団体（以下「競技団体」という。）が本市で当該競技団体の活動の目的であるスポーツ技術を向上させるために行う合宿（本市内における宿泊であって、延べ宿泊数が50泊以上のものをいう。以下「合宿」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる合宿については、補助金対象事業としない。

- (1) 国、県又は地方公共団体から助成を受けて行われるもの
- (2) 前号に規定するもののほか、市長が適当でないと認めるもの

(補助対象者)

第3条 この要綱に基づく補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、前条に規定する合宿を行う競技団体とする。

(補助金の額)

第4条 この要綱に基づく補助金の額は、合宿のため本市内に宿泊した延べ人数に1泊当たり500円（ただし、ホテル・旅館以外の市営または企業研修所等の宿泊施設に宿泊する場合は1泊当たり300円とし、一補助事業当たり200,000円を上限）を乗じて得た額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 規則第3条に規定する補助金等交付申請書に添付すべき必要な書類とは、合宿者名簿その他市長が必要と認める書類とする。

2 規則第3条に規定する補助金の交付申請は、当該合宿が実施される日の1ヶ月前までに行うものとする。

(補助金の請求)

第6条 規則第9条第1項に規定する補助金等請求書に添付すべき市長が指示する書類とは、合宿者名簿、宿泊証明書その他市長が必要と認める書類とする。

(補助金の支払い方法)

第7条 この要綱に基づく補助金は、確定払いの方法により支払うものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日施行し、改正後のアスリートタウン延岡体育・スポーツ大会補助金交付要綱は、同日以降に実施される合宿の交付申請に係る補助金から適用する。